

## 第5回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 平成26年9月9日(火) 午後7時～9時30分  
武蔵野スイングホール 11階 レインボーサロンA
- 2 出席者 委員11名、子ども家庭部長、子ども政策課長、子ども育成課長、  
他事務局 7名  
〈委員〉 榎田会長、宇佐見副会長、島田委員、加藤委員、中村委員、井原委員、  
小野寺委員、仁科委員、早川委員、平湯委員、番場委員  
〈市・事務局〉 大杉子ども家庭部長、渡邊子ども政策課長、平之内子ども育成課長  
齋藤、井田、並木、川越、鈴木、吉野  
〈傍聴人〉 1名

### 3 次第 (委員発言■、事務局発言○)

#### 開会

- 第5回の武蔵野市保育料審議会を開催させていただきます。  
最初に、事務局から配布資料の確認と説明をお願いいたします。
- 配布資料説明
- 本日の審議事項は、お手元の「次第」にありますように、(1)から(4)までの4点あります。審議に入る前に、まだ未定になっていた第10回審議会開催日の調整をやってしましましょう。委員のご都合を聞いて下さった事務局から状況を説明してください。
- 皆様のご都合がいいところは、10月16日(1名欠席)でした。

#### (1) 審議会で決める事項・審議会での論点

- 前回議事録の13ページに、「1号の子どもの保育料をどうするのかということ」を話題にしながら、皆さんの意見を、そこに限らずに、そこを核として皆さんの意見を色々、ちょっと話が飛んでもいいですので、確認しながら話し合いをするという形ではどうでしょうか」と記されており、「一同了承」とありますので、本日は、この続きということで、早速に、皆さんからの自由な意見を交わしていくことから始めてはいかがでしょうか。
- 子どもの最善の利益とか、理念の話を出されて、ずっと考えておりました。やはり、これは最後の答申とはちょっと離れるかもしれませんが、子どもの最善の利益というのは、きちんとした睡眠の確保について、食の欠食についてなどが、子どもの育ちや、もちろん大人にとっても必要なことだと言われているわけですが、その辺がないがしろになっている。  
子どもを基本とした我が国の考え方からすれば、本来は、子どもが育ちやすい、子どもに合わせた生活を、育児期間中にですね、そういうシステムが構築できることが本来は望ましいことと思ったということをお伝えしたいと思います。
- 理念からは離れるかわからないが、私たちの団体は18年前に発足した時に、色んなニーズに合わせた保育をしようということで始めた。現在当団体も、グループ保育室に力を入れたいとは思っているが、多様なニーズを抱えたお母さんたちを守ってきたいと思っているが運営上の厳しさはある。保育料がどうなるかということはあるが、グループ保育室の運営もしていかなければならないので、認可となったところで、認証、認可外保育園のところとの関係などもどうなるのかと思いつつ、どんなふうに保育料が決まってくるのかなと思っている。
- 理念的な部分というのは大事にするというのは非常に素晴らしいと思いました。今回の資料にも市民の方の意見もそうなんですけれども、親の事情というのがそれぞれに違う、多様ななど。色んな立場の方がいらっしゃるって、経済的な部分を主張される方、反面、経済的な部分以上にもうちょっと門戸を開いてほしいとか、色んな立場の方がいらっしゃるって、そういう部分にも応えていかないといけない。もう一つ、子どもの利益のためにということ考えたときに、子どももやっぱり、色んな子どもがいるということをお忘れずに議

論が進められたらなと思っております。

たとえば私自身、発達障害の子どもを抱えており、そういう子は、健常の方に比べて非常に居場所が制限されているというのが現状です。その点、武蔵野市というのは非常にそういう点に理解があり、本当にいい環境で子育てをさせていただいておりますが、私が申し上げたいのは、子にも色々な事情があって、例えば今現在そういう色々なハンデを抱えたお子さんがいらっしゃる。色々な施設の中で頑張っていると思うんですよ。

今回の制度の改革で、そういう子どもたちの居場所が従来よりも悪くならないのかな。従来あった良いものが失われたりしないのかなというのがちょっと気がかりです。そういう部分、子どもの多様性という部分にも十分考え、特に子どもはしゃべらないので、親の世代が忖度して議論が進められたらなと個人的には思いました。

- 障害を持った子どもたちのことをどのように配慮するか、子育て支援の理念を考える上でも、非常に重要であるという指摘だと思います。
- 平等とか公平ということがキーワードになってくるかと。

ニーズの多様性に応えるということもそうですが、今まで、小規模保育にしても、国の制度に乗ってこなかったところが制度に乗ってくるということが、やはり時代の中でニーズがあるということを、国が言っているのではないかと思います。

どこに通う子どもが幸せかということの議論よりも、まず、目の前の子どもたちに、居場所があり、制度に乗った上でフォローしてもらえると、すき間のない制度をつくっていくのが大事と思っている。同じ制度の中の枠組みに位置することによって、施設を運営している側も、当事者の保護者も、自分たちに似た境遇の家庭やお子さんだけでなく、違う境遇のお子さんたちも家族もいるんだということをお互い認識しあって、お互いにうちの子たちだけが幸せなんじゃなくて、みんなが幸せになろう。その施設だけが幸せなんじゃなくて、他の施設も幸せになろうというような、子ども、子育てをとりまく文化になっていくということを願っています。

全ての子どもたちがという、その「全て」というところには、今、委員がおっしゃった障害のあるお子さんや、今話題になってきていますが、貧困家庭も含めてということですね。公定価格の話で言うと、小規模保育の障がい児加算は、質改善前は入っていないところなんです。もちろんこれは国が変えるべきだとは思いますが、武蔵野市の独自で、障害のあるお子さんということもちゃんと大事にしていくから、ここには、国が足りないところは予算をつけていこうとか、そういう武蔵野市らしさというのが問われていくといいかなと思っています。

- 平等、公平性も、その理念の中にどのような形で盛り込んでいくかということだと思います。そのお話の中で、障害を持つ子どもたちを初め、貧困も今大変大きな問題になっているということから言うと、それを理念の中にどう盛り込んでいくかということで、幾つかのポイントが出てきたかと思います。

現在、武蔵野市では、保育・幼稚園で、障害を持った子どもたちはどういうふうに処遇されているのか、事務局の方、簡単に説明していただけますか。

- 認可保育園につきましては、武蔵野市では、障害児保育という形で、サービスを提供しており、今の認可保育園のおおむね1園について2人という形です。

障害児の場合は、一般に入所申込時に、保護者が、障害児枠の申込みをしてもらい、障害児判定会議でその方の入所の決定をするという形になります。

認可保育園、子ども園を含めると16園ありますが、各園2名の枠があり、その枠の中で障害児を受け入れています。

グループ保育、家庭福祉員についてはそうした制度はありません。ただ、中にはいわゆる要支援児と言われている方を受け入れている施設もあるという状況になっています。

- 非常に重要なテーマだと思いますので、今後とも議論の中でやっていけたらと思います。
- 平等と公平がキーワードではないかというお話がでていますが、その平等や公平をどのように考えるかということ、ここできちんと詰めない、保育料も絡んでくるし、障害を持っているお子さんの保育にも絡んでくる問題だと思うんですね。そのところをもう少し話せたらなと思っています。

- 平等、公平、それぞれ色々な難しい問題がありますけれども、今、委員から出てきたことについて、なおご意見がありましたらお願いいたします。
- 今まで認可外だったところの保育料は認可園と比べて差があるものだったので、基本的には、認可になって小規模のほうも並ぶことになってはいますが、そこが、家庭福祉員、グループ保育室もちゃんと並んでいくといいなというのは思っている。その保育の内容であったり、教育の充実というところにおいて、本当に昔から言われている、保育園は教育をやってくれないというイメージももたれてしまっている。保育園でも教育も盛り込んでやっているが、そういうことを言われてしまうというところを少しオープンにしていくと、イメージというところにもつながりますけれども、それぞれの園の理念の中での子どもの発達とか教育をきちんと押さえた保育と教育を提供していく、保証していくというところ。保護者への対応というところで、保護者のその状況に応じた対応や、子育て支援の方にもつながっていきますが、その保護者に合った支援を提供、紹介、つなぐという役割を、保育園としても幼稚園としても力をつけてやっていくというイメージです。
- これまでの審議会の各委員の皆さんのお話を聞いて、平等、公平というあたりが出ているように思っております。今先ほど委員がおっしゃったように、平等、公平をどういうふうに考えていくかというのは、非常に抽象的であり、重要な方向性の決定じゃないかと思っております。平等といっても、機械的にやる平等もあれば、それぞれの差を見つけて下駄をはかせてあげる平等もあるし、一言で平等、公平と言っても、とらえ方は人によって全然違うわけですね。

例えば、今回提示された市民意見の一覧を見ても、「不公平感を感じております」、「入るのが難しい」、保育園で働いている方が、滞納しないようにということで支払いに関して等々様々な不平等感を訴えられております。そういう形で、親御さんの間でも不公平感というもので非常に気になるところがあるんじゃないかなど。

色々な保育施設の方もいますが、施設間でのそういう問題というのも当然あると思うんですよ。結局は、万人が納得いくような平等、公平もできないと思うんですけれども、恐らく今ある問題なのでこぼこがあって、そこでこぼこの大きいところは、ちょっと潰さなきゃいけないのかなどは考えております。

方向性としては、例えば親御さん、あるいは子ども、あるいは施設関係、どういう問題があるのかなど。自分の事情はわかっても相手の事情はわからないので、色々な方が集まっていってしゃべりますけれども、その問題出しをして、どの点に落とせるのか、特に大きいひずみというのをなくせるのかという方向性になるのではと感じました。

公平、平等というのは人によって違いますけれども、そういう問題点を出すことによって、我々の審議会はこれをもって平等と考えますと、こういうことになるんじゃないかなと思います。

- 委員の中には、それぞれ施設に携わっている方がおり、実際の仕事の中で不平等を訴えられたとか、あるいは自分自身が、これは課題かとか、そういった具体的な事例がもしあるようでしたら、お話をさせていただければと思います。
- 不平等というか、認可保育園の規模の件。小規模保育の規模、家庭福祉員の規模では、どうしても、小さい施設の中では食費などかかってしまうものがある。やはり小規模保育では、限られた施設・台所づくり、専門家ではないものがどうしても携わるということで、どうしても認可園のようにアレルギーの対応が難しい。先ほどのスペースの問題だとか、職員の問題とかということで、提供することがなかなか難しいということが実際にあり、アレルギーの方、障害の方をということもあるが、受けられる限りでは受けていきたいという気持ちはたくさんあるが、そういう施設の中での進め方が認可保育園に比べてはちょっと難しいところがある。
- 家庭的保育室では、専門の栄養士はいないが、保育士として学んだ知識とか、母親のような感覚で食事もつくっていますし、子ども達の好き嫌いを何とか直していくにはどうしたらいいかとか、そういうことも考えながらやっていますし、施設の大きさなども、子どもたちの定員が少ないので、大きな施設とはまた違って、自分の家のような、第2の家庭のような感じで過ごせますし、規模が小さいからといって、子どもたちは、小さいからとい

って、不平等というふうにはとらえていないと思うんですね。子どもたちも、親の方も、そういうふうにとらえてくれているんじゃないかなと思っています。

- 一番最初に施設を立ち上げた時は、本当に最低限のことしかしてあげられなくて、ここはとにかく、認可園に送り出すための施設という思いでした。その時に私が違和感があったのは、認可園よりも、給食もない、部屋も狭い、園庭もないという中で、何で保育料は高いんだろうというのが自分の中の矛盾でした。

それは新制度でも3か所の内1か所は認可外なので、私の中の矛盾としてはずっと続いてはいくんですが、家庭福祉員の方たちや仲間のグループ保育室の方、そして見学にいらっしゃる方、通ってこられるお母さんたちの反応を見て、乳児期の小規模保育を希望する人がいるんだということに気がつきました。それまではみんなが認可園希望だと思っていたのですが、その時に役割分担なんだな、と思いました。

お母さんも安心して先生とお話できるという状況の時は、子ども安心してはいます。お母さんが家での環境とちょっと似ていると思いながら選んだという安心ということもあると思うし、でも、もちろん大きい幼稚園の良さも、保育園の良さもある。それを全施設で同じことが出来るようになるというのはちょっと違う話だなと思うので、平等というのは、色んな施設があって、お母さんが、こういったところに行きたいなと思ったときに、そこに着地点があるということではよいのではと思うようになりました。

もしかしたら、例えばこのスペースの中で、このメンバーでは、アレルギーのあるお子さんとか、障害のあるお子さんは、本当に受け入れてあげたいけれども、規模的に、お子さんの負担になってしまうかもしれない、となったときに、そこでは無理だけれども、違うところにそのお子さんがちゃんと着地できる。そういうところも配慮していく、どこかでその子が幸せになれるというのが、平等というところの一つの考え方かなというように思っています。

- 保育料で、非常に理不尽に感じて、高いなと感じる。それは、助成金が若干ついたので、今改善方向にあるけれども、なお、不満に思わないような方向に行っていますか。
- 物理的にどうしようもないことはいっぱいあります。その中で、園庭がないから公園に本当に頻繁に出かけるとか、他の子が風邪をひいたからって、全員散歩に行けないと、いうことがないように、マン・ツー・マンになってでも行ける子は外に出ようとか、限られたスペースでの発達に即した室内保育をみんなで勉強してやっていくなどの保育面のフォローや、大きい園だったらなかなかここまではできないかなというところまでの、お母さんとの個別の対応やフォローも、10人だからやろうということをやっている。日々ここに来た時間を後悔しないというか、絶対私たちは、きちんとこの子たちを愛して、お母さんたちと信頼関係を結ぼうという思いでやっています。
- 前回の議事録を読みますと、公平、平等ということに関して、要するに、保育料が高いところは良い内容を提供して、安いところはそれなりの質ということになりがちですが、こうした考えを子育てに関して適応して良いものか。子どもに対しては皆同じように良いものが提供されるべきである、そういうのが理想ではないかとお話が出てくるわけです。公平、平等ということはどうとらえるかということ、理念の中にある程度のその枠組みを詰めていければと思います。尚、継続して、このテーマは取り組むこととして、前回ありましたように、1号の子どもの保育料をどうするのかということに、そろそろ話題を移していきましょう。

1号の子どもの保育料をどうするかということに関して、どなたか口火を切っていただきたいのですが。このテーマについて最初に口火を切られた委員、発言をお願いできますか。

- 国の試算で、2万5,700円が、標準になってくる1号認定の子どもの数値として、公定価格とされているわけです。そこに、これは就園奨励費に換算でも同じ金額が示されているので、それで、今日の最後にいただいたパンフレットの15ページに、幼稚園、認定こども園というところ、青と緑のところですけども、今までの通常の私学助成の場合は、一定の保育料をお支払いいただいた後に、何カ月か後、あるいは年度を二期に割ったりしながら、補助金としてご家庭にというふうな、直接振り込まれるという状態。

その他に、武蔵野市としても補助をいただいているものがございますので、これは年収によつての違いはあるんですが、結局、先に補助金をいただいて、費用を少な目に払っていくやり方と、それから、一定額を入れた後に補助金としてキャッシュバックされていくことが、一定になっていけばまず良いのだろうというところから話が生まれたいと思うんですね。

そうすると、その2万5,700円が、収入によつて生じる差が出てくるのかというところですね。これこそまさに平等とか公平ということで、どちらかの施設に行くといっぱいお金が戻ってくる、すごく安かったということはまずないというのがベースですね。

1号から見ていこうというご提案は、基本的に幼稚園というのは4時間で運営していきますので、4時間と8時間を比べて、2万5,700円でやっているところは、8時間で2万円という設定になってくると、そのあたりはまたご検討いただければならないんじゃないか、というようなことは私は思っております。

- 国が定めている上限の金額の算出の根拠というのは、どのようなものなのか。事務局から説明していただけますか。
  - 先ほど委員がおっしゃったように、国のモデルは、就園奨励費が30万8,000円という形になっていますので、これを12で割ると大体2万5,700円という形なので、この就園奨励費自体が、標準的な幼稚園で、国が想定している平均の年間の費用というところで、ただ、そこがとられるわけではないので、市町村によつて平均の幼稚園の保育料というのはかなり差があったと思いますので、色々、園の費用とか、より質の高い教育の環境を擁するとか、色々な事情があるのかなとは思っています。
  - 実際に運営されている金額と利用者負担額と、イコールにはならない。今回の新制度の場合は、願わくはイコールなんでしょうけれども、実態として、国が標準的なこのお金が、総額、公定価格ですよといった場合に、武蔵野市で国標準で運営できるわけがないんですね。もっとかかる。そのお金はどこから出てくるのかということですよ。設定の仕方によつて、すごく安く利用できるのはうれしいけれども、そのことによつて、幼稚園自体の収入が激減したらもう、手を挙げられなくなってしまうということです。
- 武蔵野市としてそこに補てんを、国はこの金額しかもう出さないと言っていますから、質改善後でも。そこに合わせて、きっと下がるんですよ。現行から。なので、乗れないんです。そのあたりを、1号認定の子どもの保育料としては、何か手を入れることがよいのか、あるいは逆に、運営できるように1号認定の保育料を上げていって、そうすると全部上げていきますが、保育所のほうも含めてですね、そんなことでいいのかというのも、ちょっとそれも公平とかあるので、その利用者負担額と公定価格を市としてはどういうふうに見ているのかを、方向性でもお示しいただけたらうれしいです。
- 本日の資料34もそうなんですけれども、今まで武蔵野というのは、幼稚園の場合は私立幼稚園しかないということで、公立の幼稚園は認定こども園の境こども園という形ですので、基本的には、今の制度で言うと、法律では学校教育法の施設は今はない、児童福祉施設しかないという形になってまいりますので、その中で今回新しい制度というのは、今までの学校と、保育をやっている児童福祉施設、そこが一体になって一つの制度の中で運営していくという方向が示されていますけれども、今までの学校である幼稚園は含まれないよという部分だと思っています。

今回この保育料審議会の方では、新しい制度に乗った場合にも、幼稚園、認定こども園、家庭福祉員も含めた、そういった事業所のそれぞれの利用者負担額がどの程度に設定するのかということになると思いますので、今想定しているところだと、今までの保育料というのは、これまでの議論でも、一定の市の負担割合というのは7割、25年度決算で言うと施設にかかる費用の66%が市の負担になっています。公定価格のほうは、基本的には4分の1でございますので、25%が公定でございますが、現在は66%ということでございますので、また新しく家庭福祉員、グループ保育室が地域型保育で入ってくるという形になったときに、これまでと同じような66%を補助してほしいということが、本当にかなうのかどうか。また、将来的に幼稚園も、新制度に入りますよといったときに、そこまでも継続して支援が、肩代わりができるのかは、大きな問題になってくるのかと思っています。

先ほどの資料34でも、今は公定価格での法定負担しか載ってございませんけれども、この保育料審議会の方向性によっては、その肩代わり保育料が、今まで認可保育園だけをしていたものが全てにかかってくるといったところで、市の財政的などころも踏まえて、皆さんのご負担とどこのところで、均衡点が見出せるものなのかというのは、私たちとしても、この審議会について注視しているというようなところがございます。

審議会での結論がそのまま市としてその負担を今後も続けられるのかどうかというのは、大いに、私たちとしても関心が高いところと思っております。

- 市の負担を今は66%としていますけれども、審議会でご議論していったら、例えば75%とか80%とか、そうした数字が、しかも非常に説得力のある数字として出たとすると、それを市のほうを受け入れるかどうかというのは、議会での審議を待つわけですね。
- 最終的には議会が決めるんでしょうけれども、その前に、市の財政の中で、どこまでがバランスよく収まるかということは、その中で、財政・企画当局と考えていくのかなと思います。
- その財政状況も、この審議会ではある程度、審議する必要がありますかね。
- 大きな要因の一つかとは思いますが。私たちはそういった資料をご提供して全体の中で考えていただければ。
- 幼稚園は私立しかありませんけれども、認定こども園が境こども園あります。例えば4時間の子どもたちの保育料が幾らになっているかということと、そこにどれぐらいのコストを入れているのかという数値は、まだ見たことがないかなと思います。あるいは、境こども園は、境幼稚園の時代はもう古いんですが、あのときは1人大体100万円のコストだったと記憶しておりますし、幼稚園の時は、補助金としては30万円ぐらい組む予定と書かれておりましたけれども、あとは受益者負担です。今、境こども園の方はどうか。
- 入園料3万円で、今入園料の補助金が3万ということで、差引でゼロです。

短時間の場合は、保育料が、月額2万4,000円（年額28万8000円給食費含む）で、この来年度の短時間の設定については、この保育料審議会の定める方向の、1号認定の費用負担を想定しています。国が示しているのは入園料を含むという形になっていきますので、入園料は取らないで、かつ、保育料については、こちらの1号認定をそのまま踏襲する方向で検討しています。

- 4時間の1号認定子どもは、そこに預かり保育の料金が乗かってきて、一つ目は、その預かり保育の料金はどうなっているのかということと、二つ目は、上乗せ費用料金というのが徴収できるんですが、その上乗せの考え方、理由を説明ができれば徴収可能ではあるんですが、市の中での見解としては、統一しないといけないのかな、というところの2つを聞きたい。

預かり保育と4時間の保育料と合わせて、例えば8時間、そのお子さんが幼稚園でいた場合に、過ごす時間は保育短時間と同じになりますよね。同じ年齢であったときに、同じ保育料になればと、単純に思ったんですが、そういう問題はどうかでしょうか。

- 費用負担については、資料20、昨年8月末現在で、預かり保育と保護者負担経費を載せておりますので、そこを参考にいただければと思っております。

延長保育料につきましては、公立保育園等については、市で今までも示していますけれども、一般的に従来の民間保育園の延長保育料については、それぞれの民間が定めている状態で、新制度についても、基本的に延長保育料はこちらのところで決めた金額ではなくて、各園のほうで設定することになると思っております。

今まで、一時保育と呼んでいたりとか、延長預かり、預かり保育という様々な言葉がございましたけれども、そちらは「預かり保育」という形で、例えばそれが、一般型、今まで保育園でやっていたのが一般型ということで、幼稚園の方の、今のお話だと多分、降園する標準の時間が2時だと仮定すると、例えば2時から4時とか、2時から5時とかというのを幼稚園型というタイプで、それも類型としては出てきた。実施する園については、その部分をやることのできる。

費用としては、施設型給付のところではなくて、こちらで言うところの、一時預かりの給付というか、こちらの制度を活用してやっていくという部分になっていくのかと思って

いるところですよ。

- それだったら、制度に乗ってくるんですよ。今までの幼稚園みたいに、幼稚園だけでやっているわけじゃなくて、それにしても補助金は出るかと思うんですが、9ページのところの一時預かりと、幼稚園と併用ということになるんですよ。制度に乗ってこないということもありうる。
- 乗ってこないということもあります。
- 制度としてはありますけれども、新しい「すくすくジャパン」17ページですが、現在幼稚園ですと、預かり保育をやっています。新制度下では、地域子育て支援事業の13の法定事業で、一時預かりというのはあります。ただし、市町村が実施する場合、というのがあ

るんですね。武蔵野市がやるかどうかはまだ検討中で、この新制度の一時預かりというスタンスがどう変わっていくかは、全く見えていないんです。国の方から全然でていない、どういう姿かというのは、いわゆる補助基準額がどのぐらいで、どのぐらいの程度の運営になるか、まだ実際に出ていないんですよ。

現状全ての私立幼稚園で延長保育をやっているから、来年度の4月以降スタートしたとしても、このまま延長保育については、やるということが考えられます。

国の方が早目に出てきて、我々がそれを検討する時間があれば、来年の4月に向けて幼稚園と話をする必要はあるかなと思いますけれども、実際的にそういったものが、もしないのであれば、今と同じスキームで4月以降はスタートせざるを得ない状況。

利用料として別に、今は幼稚園が延長保育料を低い金額でやっているが、新制度での姿がまだ、国からでていないというのが実情になります。

- 今回の制度が難しいところは、例えば認可保育園と比較した場合に、今までの保育料審議会が認可保育園の保育料は、コストは全部市が持っていたらいいんですが、利用者もどれぐらいが適当なのかを考えればよかった。安ければ安かった方がいいんですよ。コストはかかっているけれども、安く利用できる。

今度私立幼稚園が指定給付園に入りますと、コストは全部市が持ってくれるかということ、そうではなくて、運営は各園でやってくださいということになる。そうすると、保育料をどんどん安くしていけば、当然先生は辞められてしまうこともあるし、今までよりも、当然減員せざるを得ない方向に行くだろうということですよ。

そのあたりの話と、1号給付を受ける幼稚園がどこで、その公定価格で折り合って、そこを基準にしましょうということなのか、ここは少し、武蔵野市加算分みたいなものを少し含みおいた上で公定価格設定みたいなところに行きましょうということなのか、これは非常にお金がかかることだと思いますし、今は若干の幼稚園が指定給付園になるかもしれませんが、市内の全園が移行となった場合に、6割の子どもたちの金額は全部市に乗ってしまいますので、そのあたりの切り分けをどういうふうにするか。見えない世界ですけども、運営を考えるとそういうことになってきます。

現状、新しい情報提供で、上乗せ徴収という形で、うちはこういう付加価値を、幼児教育の質の向上のために第三者評価を受けてこうしますとか、障害のお子さんのために人手をふやしていきますとかという形で、要はプラスアルファで保育料に乗っけていくというのが、他の地区ではあります。

- 幼稚園のことは、自分で預けたことも通ったことがないので、まず、そもそも論として、30万4,000円の就学奨励費が、どうして年額で30万4,000円なのかということも疑問です。就学奨励費というのは、一旦払っても、また返ってきますよね。1回2万5,700円が12倍とすると30万8,400円。それが同じだというのは、もともとバランスをとるためにしているのか、数字の帳尻合わせの数字にしているのかということも、どうなのかなと思っています。それは、市に聞くことではなく、国に聞くべきことだと思いますが、どうしてそこが気になったかということ、ある幼稚園の保育料が2万5,700円で、認可保育園でいうと3・4歳の幼児で10万1,000円。4時間と8時間で比べたら、2倍で5万1,400円になるはずなんだけれども、認可保育所のほうは10万1,000円で、2倍ではない。もしかしたら夫婦それぞれで稼いでいるからというのでまた倍額を認めて、4倍になる。そうすると、同じような数字

になってくる。もしかしたらそういうのかなと思いました。

ただ、認可保育所の場合は、昔から保育単価があって、その中で色んなことが決まっていますよね。以前も、幼稚園を運営するためにきちんとお金が手当されているのかと質問をしたことがあります。今回は国の方で30万4,000円を上限と規定されているからしょうがないですが、本当はもっと幼稚園だてお金が必要じゃないかなということ考えた時に、さっき66%とか70%、要するに認可保育園運営費中の市のコストというふうに言っていますけれども、費用負担ですよ。確かに市の財政的なことのバランスというのは、一つの方法として考えなければいけないのかもしれないけれども、審議会として、同じ60%に乗せるかどうか。逆に保育園のほうの費用負担を50%なりに変えて、同じように幼稚園のほうの費用負担を60%にしてもよいというようになるかもしれないですが、そういう答申を出したって、別にいいわけじゃないですか。それを受け入れるかどうかは市の判断だし、市が受け入れて、議会が受け入れれば議会の判断ですよ。そういう議会を経て、市民がどう受け入れるかというのは、また別の判断になるから。

根本的に国の色んな考え方が、まだ見えないものだから、もちろん、30万4,000円は費用に乗っかっているけれども、保護者の費用負担を考えたときには、審議会はもうちょっと自由な発想で物事を考えてもいいのかなと。

本当に子どものことを考える場合は、幼稚園も保育園もそうだし、必要なところに、全体に分けなければいけない部分のバランスもありますし、先ほど委員がおっしゃられたように、一人一人の子どもの特性に合わせてかけなければいけない費用だって当然あると思います。前回もそうでしたけれども、今回は新制度移行にあたって良いものにしたんだということになりました。それは私も思います。であれば審議会ではもうちょっと自由に考えて、本当の意味で良い制度に持っていくということを考えてもいいのかなというように思いました。

もう一個、これは市に聞けばいいでしょうか、月2万5,700円が年額になると30万4,000円、そうすると、幼稚園の一覧には保育料の年額は40万ぐらいというところがありますよね。給付に入ってくるかどうかは別として、例えばそういうことがあった場合、この10万円の差額というのは、園の持ち出しになりますか。

- 多分そこは、例えば子どもの才能を伸ばすために保護者に上乗せでお願いしますというお願いをして、了解という方が入れば受けられる。特別な上乗せで、特色を出すための。

12で割って、単純に割り戻すと、単価は30万程度。公定価格のほうがもっと金額が大きいんですよ。就園奨励費、イコール公定価格ではありませんから。でも、公定価格そのものが決して高いわけじゃありませんよという現状ですね。市の規則は、ここでは討議しないけれども、別途そこはまた協議をしてください程度でとどめていけば良いのですけれども、複雑過ぎて、余り軽々しく、みんな発言できなくなっているかもしれないので、とりあえず、そういった意味で、就園奨励費あたりを基準にしながら、保護者の年収ベースや、市の補助金の分だけ、2万五千幾らから、かかってくる層によって値段は出てくるんじゃないかと。そのあたりの数値が出てくると、その後の2号のお子さんへの金額が見えやすいんじゃないかというのが、私どもの方の話なんです。

- 今までの資料で言うと、今日お配りした資料13「すくすくジャパン」の65ページ。それと資料32、資料27あたりだと思っておりますが、まず資料32は、都内の幼稚園の保育料、保護者負担金一覧で、保育料、入園料、施設整備費、その他のものを含めて、初年度の合計額というのを、各自治体の最高と最低の保育料、初年度分の合計を出しております。

資料13「すくすくジャパン」の65ページ、教育標準時間ということで、1号子どもと言われているところの利用者負担のイメージが書いてございます。

※のところ2つ、左側の下のところですが、現行の保育料、いわゆるゼロ歳9,100円、1万5,100円とある現行の保育料は、実際の保育料等の平均値から、幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたものとなっていますので、そこは引いて、一定の平均金額として国は示しているという形になってはいますが、どの程度、都内の自治体では保育園等にお払いしているかという、初年度だと、資料32のとおり払っている。目安としてはこのあたりから、就園奨励金30万8,000円を引いたということで、国の方は現行の保育料を出してい



るのかなと考えます。

資料27は、そのあたりも差し引き施設ごとの利用者負担、年額を出している。例えば武蔵野だと、私立幼稚園が27万3,000円、認可保育園ですと現在26万7,310円、認証保育所だと75万7,935円。

- 先進国クラブといわれるOECD加盟国の中で、その国で教育に公的資金がどの程度投入されているかという調査が行われていますが、ご承知のように、日本は驚くほど低いんですよ。ですから、委員の言うようにそもそも論は、こうしたところからやる必要があるのかもしれない。国として、もっと子どもの保育・教育にお金をかけるべきじゃないかというところで、ちょっとそこら辺、具体的な最近のデータを、調べてみましょう。かつての教育日本はどうなっているかというぐらい、公的資金が教育に入っていない現実。保育・教育にかかる費用の家庭の負担があまりに大きい。このことは、やはり、そもそも論で、議論すべきことかと思えます。
- 1号のことを考えて、だんだん2、3号などと思っていたんですが、先ほど委員のほうで、運営の仕方も違うかという話もありますし、単純に時間を倍々にしていく形で、保育園を運営されているわけではないんだろうなというように考えると、1号を決めて、それに合わせて2号、3号を決めて、細かいところは微調整でという方法が果たして正しいのかなと、何となく感じました。
- おっしゃることはよくわかりますが、どこでどうずれたりしてくるかもわからないので、1号認定のシミュレーションを市のほうで、1号認定で就園奨励金あたりがやはり、割り戻しすると、こういう金額が収入等によって出てくるみたいなものを、次回とか、ご用意いただいて、そこと現行の保育料、2号保育の保育料等の比較をしながら、妥当かどうかというのは決めてもいいかなというふうに思います。何かきっかけがないと、話し合いにならないので。

(2) 市民の意見を聞く会 当日の流れについて

(3) 市民の意見を聞く会 参加者配布資料について

- 9月11日の「市民の意見を聞く会」は、討論する会ではなく、文字通り「意見を聞く会」ですので、そこら辺のことを踏まえながら、会の進め方を確認しましょう。資料、議事進行（案）について事務局から説明をお願いします。
- 次第と事前説明資料の説明。
- 出席可能委員の確認。  
まず進行（案）ですけれども、基本としてこういう形でどうかという案が示されており、いかがでしょうか。なにか、お気づきの点がありましたら発言をお願いいたします。
- 数も多いですし、中身もかなりありますので、資料説明をどの程度、時間をかけてやりますか。
- 制度説明となってしまうので、基本は意見を聞いてというスタンスでいかないと、これを説明するとどんどんそのための説明となるので、せつかくの時間ももったいない。そのあたりは進行の方を、出席者の人数ですとか、皆さんのところの疑問点が色々あるようでしたら、お聞きいただく。
- この資料の説明には、何分ぐらい割く予定ですか。
- 15分から20分程度です。
- 発足の経緯が前回の保育料の審議会とずいぶん違いますよね。ここがわかっていると、意見もこんがらがっちゃうように思うんですけれども、それについて、事務局はどういうようにお考えでしょうか。
- 新制度が新たに4月から開始されるというところでのその新制度の説明、それと、ベースとしては前回は踏襲した形で、新たに現段階でわかる資料にかえたというところがございます。
- 配布資料の文言、内容、順序について議論
- 全般的な資料の訂正確認。
- 今日いただいた資料14-2とそのグラフが、やはりこれからのキーになってくると思われ

まして、グラフの方をごらんください。緑色の1号認定の子どもの就園奨励費分をキャッシュバックして、最初から計算した年収における保育料を出してあります。

- 保護者のは入っていない。2万5,700円、上限の、国のほうの徴収基準額です。1号認定の徴収基準額という形で、そこから。
  - わかりました。1号、2号、3号は今、国標準ですね。
  - 紫と、ブルーとオレンジが市の実態。
  - その保育園の保育料の実態。
  - 2号認定と3号認定の、年収別の実態です。1号のところにはあと、積算できるとすれば、市から保育料補助金をいただいていますので、年収ごとに値段が変わっていきますから、その分のお金を少し引くことができるんですね。そのあたりを、次回お示しいただいて、4時間の保育の子どもの保育料をこういうふうに、国認定なんだけれども、武蔵野市現行実態と比べて、ここは膨らむ、減る。あるいは保育時間や質などのことを加味して、このカーブがどういうふうになっていくのかということが多分、今後の議論になるところだと思うんです。
- 国基準の2号、3号にいきなりなるかどうかは考えられないので、現行から。そこでどういうところをどう読んでいこうかというのが一つの視点になるのか、ということの一つ、そういうふうに思いましたということプラスさせていただきます。
- それでは、以上で第5回保育料審議会を終りにいたします。